# 第5回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨 平成23年6月16日提出

# 1. 件数 13件

【内訳】 議案 7件(条例関係 3件、予算関係 2件、その他 2件)

**報告 6件**(予算繰越 5件 専決処分 1件)

# 2. 議案の要旨

#### ≪条例関係≫

# 議案第52号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

#### 【趣旨】

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る観点から地方税法等の一部改正が行われ、平成23年4月27日に公布されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

- 1 地方税法改正の主な内容
  - (1) 固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置
  - (2) 個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置
- 2 市税条例の一部改正内容

附則第22条~第24条を加える。

3 税法改正内容

### ≪個人住民税≫

- (1) 雑損控除の特例 (附則第22条)
  - ①住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用 を可能とする。
  - ②繰越し可能期間を5年とする(現行3年)。
- (2) 被災事業用資産の損失の特例 (附則第22条)
  - ①22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
  - ②繰越し可能期間を5年とする(現行3年)。
- (3) 住宅ローン減税の適用の特例 (附則第23条)

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分 住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

(4) 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・

年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を 行わないこととする。

### ≪法人事業税・法人住民税≫

(1) 法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

(2) 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の 確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不 要とする。

- ○参考 法人税における措置がなされれば自動影響するもの
  - ・被災代替資産等の特別償却
  - ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
  - ・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

### ≪固定資産税≫

(1) 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

(2) 被災住宅用地の特例 (附則第24条)

大震災による災害により減失・損壊した住宅(被災住宅)の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分(H24~H33)については、当該土地を住宅用地とみなす。

(3) 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地) を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のう ち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地 とみなす。

#### (4) 被災代替家屋の特例

大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

#### (5) 被災代替償却資産の特例

大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産

に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

### 《自動車税·軽自動車税》

### (1) 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

### 4 施行日

公布の日。ただし、附則第23条を加える改正規定は、平成24年1月1日施 行。

### 議案第53号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

#### 【趣旨】

地方税法の一部改正により、国民健康保険税に係る課税限度額を改定するため、 必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

### 1 課税限度額の引き上げ(第2条)

73万円を77万円に引き上げ(あん分率は改正しない)

区分	改正後	現行
医療分	5 1 万円	50万円
後期高齢者支援金分	1 4 万円	13万円
介護分	12万円	10万円
計	77万円	73万円

#### 2 施行日

公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用

#### 南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 議案第54号 制定について

#### 【趣旨】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の公布により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の特例措置が講じられたことに伴い、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

# 1 改正内容

項目	改』	E後	現	行
償還期間及び据置期間	償還期間 1	3年	償還期間	10年
	据置期間	6年	据置期間	3年
厚生労働大臣が定める被害 の程度その他の事情を勘案 して定める据置期間	据置期間	8年	据置期間	5年
貸付利率	保証人あり 保証人なし	無利子 年1.5%	年3%	

# 2 施行日

公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用

# ≪予算関係≫

議案第55号 平成23年度南相馬市一般会計補正予算について

# 議案第56号 専決処分の報告及びその承認について

### 【趣旨】

平成22年度南相馬市育英資金貸付特別会計において、確定した貸付金等の歳出に対し返還金などの歳入に不足が生じることから、その不足額を繰上充用するため、平成23年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算を平成23年5月31日をもって専決処分したもの。

#### ≪その他≫

### 議案第57号 財産の無償譲渡について

#### 趣旨】

市有地を集会施設等の用地として無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項 第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

# 【主な内容】

### 1 無償譲渡する土地の表示

所 在 地	地目	地 積	評 価 額
南相馬市鹿島区鹿島字岩妻12番	雑種地	633 m²	6, 106, 551 円
同 所 14番	雑種地	178 m²	1,717,166円
同 所 15番	雑種地	356 m²	3, 434, 332 円
計	3筆	1, 167 m <sup>2</sup>	11, 258, 049 円

### 2 無償譲渡の相手方

南相馬市鹿島区鹿島字舘ノ内42番地 台田中行政区 会長 今村 秀紀

### 3 無償譲渡の目的

当行政区が集会施設及び集会施設関連用地として利用するため。

# 4 無償譲渡の理由

当該土地は、平成14年当時、台田中行政区の地縁団体が設立されていなかったために、当行政区が旧鹿島町に寄附したものであり、今般、当行政区の集会施設の建設にあたり、地縁団体を設立したことにより無償譲渡の申し出があったため。

### 議案第58号 財産の処分について

#### 【趣旨】

市有地を東ヶ丘公園整備用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及 び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

# 【主な内容】

# 1 処分する土地の表示

所 在 地	地目	地 積
南相馬市原町区橋本町三丁目67番1	山林	8, 633. 35 m <sup>2</sup>

#### 2 処分価格

24, 173, 380円

#### 3 処分の相手方

南相馬市錦町一丁目30番地

福島県

福島県相双建設事務所長 安孫子 辰雄

#### ≪報告≫

平成22年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告につい 報告第3号 て

### 【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成22年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成23年度へ繰り越したので、同条

第2項の規定により報告するもの。

繰越事業 60事業

繰越額 1,499,103,967円

### 報告第4号 平成22年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成22年度南相馬市一般会計予算のうちから平成23年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

繰越事業 44事業

繰越額 413,130,554円

#### 平成22年度南相馬市農業集落排水事業特別会計繰越明許費の繰 報告第5号 越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成22年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成23年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

繰越事業 2事業

繰越額 6,050,000円

# 報告第6号 平成22年度南相馬市病院事業会計予算繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、平成22年度 南相馬市病院事業会計予算のうちから、平成23年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

(1) 地方公営企業法第26条第1項による建設改良費の繰越

繰越事業 1事業(医療器械備品整備事業)

繰越額 21,820,000円

(2)地方公営企業法第26条第2項ただし書による事故繰越

繰越事業 1事業(医療器械備品整備事業)

繰越額 1,489,000円

# 報告第7号 平成22年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、平成22年度 南相馬市下水道事業会計予算のうちから、平成23年度へ繰り越したので、同条第 3項の規定により報告するもの。

- (1) 地方公営企業法第26条第1項による建設改良費の繰越 繰越事業 1事業(原町区公共下水道管路診断調査及び長寿命化計画策定業務委託) 繰越額 22,544,550円
- (2) 地方公営企業法第26条第2項ただし書による事故繰越 繰越事業 1事業 (再生水施設エアーシリンダー弁修繕工事) 繰 越 額 2,310,000円

# 報告第8号 専決処分の報告について

### 【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告するもの。

### 【専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成23年5月16日専決】

- (1) 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名
- (2) 損害賠償の額

623, 349円

(うち保険等により補てんされる額 623,349円 市が自ら負担する額 0円

- ※車両の物損分に係る損害賠償の額の決定及び和解については、12月議会に 報告済
- (3) 損害賠償の理由及び和解の内容

平成22年7月16日午前11時15分頃、原町区桜井町二丁目地内丁字路に おいて、公用車が一時停止箇所で停止した後、交差点内に進入した際、左方向か ら走行してきた相手方車両の側面に衝突して相手方が負傷したものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立 て、請求、訴訟等は行わないことで和解する。